

教政第26号
教教第53号
教体第12号
令和3年4月12日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

教職員における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、これまで県を挙げて感染対策に取り組んできたところでありますが、令和3年4月5日から一部地域で新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されたほか、クラスターの続発や変異株の広がりなど全国的に感染が広がりやすい状況となっているところです。

また、本県においても、本日、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、感染拡大防止のため、本日正午に、「とくしまアラート」のレベルが2段階引き上げられ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で「ステージⅡ」に相当する「とくしまアラート・感染拡大注意『漸増』」が発動され、飲食店における営業時間短縮要請がなされるなど、新たなフェーズに入ったところです。

今後とも、引き続き県内での感染拡大の防止に努めながら、学校における業務執行体制を確保するため、教職員の健康管理はもとより、最新の情報を得て常に適切に対応できるよう心掛けるなど、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をより一層図るとともに、万一、教職員に感染者が出た場合においても、学校運営に支障をきたさないよう、あらかじめ業務の優先順位を確認しておくなど、業務継続性の確保に努めてください。

なお、これに伴い、「教職員における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和2年4月13日付け教政第15号、教教第53号及び教体第12号）」は廃止します。

1 教職員の健康管理について

日頃から教職員に対しては、休暇取得の促進をはじめ、十分な睡眠や食事をとることにより健康管理に努めるとともに、「換気の悪い密閉空間」、
「多くの人の密集」及び「近距離での会話」を避け、マスクの着用や手洗いなど感染拡大防止に向けた取り組みを徹底させること。特に、飲食の場をはじめ、感染リスクの高まる「5つの場面」での感染や、本県においても感染が拡大している家庭内での感染には一層の注意を払い、適切な行動をとるよう

指導すること。

また、教職員において、新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安に該当する症状がある場合は、かかりつけ医や「受診・相談センター」に相談するよう促すとともに、教職員が自宅待機の要請を受けた場合又はPCR検査を実施することとなった場合は、校長へ報告させるとともに、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点」（以下、「学校運営留意点」という。）に定めるところに準じて、電話で体育学校安全課へ報告すること。

2 教職員の感染が確認された場合について

教職員の感染が確認された場合は、積極的に在宅勤務を活用することにより、感染拡大の防止に努めるとともに、徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号。以下「県立学校規則」という。）第35条の2の規定に基づき、学校運営留意点に定めるところに準じて、電話で体育学校安全課へ報告すること。

3 教職員が濃厚接触者となった場合について

教職員が濃厚接触者となった場合は、在宅勤務を命じるなど出勤停止の措置を講じるとともに、県立学校規則第35条の2の規定に基づき、学校運営留意点に定めるところに準じて、電話で体育学校安全課へ報告すること。

4 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る教職員の休暇の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い（令和3年2月15日付け教政第339号及び教教第720号）」に基づき、適切に対応すること。